

意見書案

意見書案第3号

北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書について

北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成30年6月22日提出

議会運営委員長 十河剛志

北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下種子法）が本年4月1日に廃止されました。

種子法は、国や都道府県に対する公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで稲・麦・大豆などの主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施され農業者には優良で安心な種子が、消費者には美味しい米など農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、種子法の廃止により、今後、稲などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の生産・普及などの衰退が心配されています。また、地域の共有財産である種子を民間に委ねた場合、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。

このことは、我が国の食の安全・安心・食料生産が脅かされることであり、国民・道民にとっても大きな問題であります。また、種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物の種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことを鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、特定企業による種子独占などについて万全を期すことを求める付帯決議がなされています。

よって北海道は、北海道における現行の種子生産・普及体制を生かし、本道農業の主要農産物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく農業者や消費者の不安払拭のために、北海道独自の種子条例を制定するよう下記事項について強く要望します。

記

1. 将来にわたって北海道の優良な種子が安定的に生産及び普及が図られ、生産者が安心して

営農に取り組み、高品質な道産農作物が消費者に提供できるよう北海道主要農作物の種子に関する道条例を早期に制定すること

2. 対象農作物については、稲、麦、大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置けるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。
3. 食料主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、優れた道産種子の遺伝資源が国外に流失することのないよう知的財産の保護を条例に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

士 別 市 議 会

(提出先)

北 海 道 知 事

意見書案第4号

これからの高校づくりに関する指針を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書について

これからの高校づくりに関する指針を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成30年6月22日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

これからの高校づくりに関する指針を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書

北海道教育委員会（以下、道教委）は平成18年8月「新たな高校教育に関する指針」（以下「旧指針」）を公表しました。この旧指針によって高校配置計画を進めた結果、平成20年（2008年）から道立高校38校が閉校となりました。そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。

道教委は2018年3月、新たな高校教育に関する指針にかわる「これからの高校づくりに関する指針」以下「新指針」を決定しました。ところが新指針は、1学年4から8学級を望ましい学校規模とし、3学級以下は原則統廃合の対象とする旧指針の基本方針をそのまま受け継いでいます。今後もこの新指針によって高校統廃合が行われれば、実に93校が統廃合の対象となり、46%もの高校の存続が脅かされることとなります。

小規模校では、困難さを抱えている生徒もよく目がゆきとどき、一人一人の子供たちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに、1学年4から8学級を望ましい学校規模とし、高校統廃合を進めた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。道教委の高校配置計画を策定するために開催される、地域別検討協議会の参加者からは、「機械的に高校をなくさないでほしい」という声が多方面から聞かれます。長野県のように学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定している自治体もある一方で、北海道は全道一律の基準で統廃合を進めようとしています。北海道の広域性を考えれば、1学年4から8学級を望ましい学校規模とすることは、まったく現実的ではありません。むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子供たちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切です。また、それが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

今求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり子供の学ぶ権利の保障です。

よって北海道及び北海道教育委員会においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。
2. 道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子供の学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から「1学年4から8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

士 別 市 議 会

(提出先)

北海道知事

北海道教育委員会教育長

意見書案第5号

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書について

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成30年6月22日提出

議会運営委員長 十河剛志

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要です。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、トップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されます。インセンティブ改革とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。

地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。

しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制・削減されれば、本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
2. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小すること。
4. 住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
5. 2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税を算定すること。
6. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。
8. 地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内 閣 官 房 長 官
内閣府特命担当大臣 (地方創生、規制改革担当)
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)

意見書案第6号

教職員の長時間労働解消に向け、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の廃止を含めた見直しを求める意見書について

教職員の長時間労働解消に向け、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の廃止を含めた見直しを求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成30年6月22日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

教職員の長時間労働解消に向け、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の廃止を含めた見直しを求める意見書

2017年4月に公表された文科省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達していることが明らかになりました。

こうしたことから、文科省は、中央教育審議会に教員の時間外勤務の改善策の検討を諮問し、中教審は、学校における働き方改革特別部会を設置し、昨年12月に新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）を公表しました。しかし、中間まとめは、学校及び教師が担う業務の

明確化・適正化などについての検討は行ったものの、依然として給特法の問題に踏み込んでいません。

教職員の長時間労働に歯止めがからない大きな要因として、給特法の存在があります。給特法は、「正規の勤務時間をこえて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」(6条1項)と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定しています。

しかし、学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、命令によらない時間外労働が常態化しており、給特法は現場実態と著しく乖離しています。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合には何の定めもなく、教員の自発的勤務として時間外勤務にあたらなるとされています。また、給特法は、労基法37条を適用除外し「時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」(3条2項)と規定していることから、教育委員会・管理職による勤務時間管理や時間外勤務規制の責務までも曖昧にしています。現在、教員の時間外労働は、給特法制定時の月6時間程度から大幅に増加しており、給特法の見直しは必須です。

今国会において働き方改革が重要な課題となっており、その解消に向けて、労働基準法の改正案が議論されています。長時間労働是正に向けては、時間外労働を抑制する法制の検討が肝要となります。したがって、学校における働き方改革を進めるに当たっても、まず、教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす、給特法についての論議がなされてしかるべきです。何より、給特法は、労働条件に関する最低基準を定めた労働基準法の一部適用除外を定めた法律であることから、ことさら厳格な運用が求められるものであり、法と実態が乖離し、また、法の趣旨が形骸化している現状の改善なくして学校現場の働き方改革は成し得ません。

よって国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

意見書案第7号

教職員の超勤・多忙化解消・30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子供の貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について

教職員の超勤・多忙化解消・30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子供の貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書を次のとおり提出するものとする。

平成30年6月22日提出

議会運営委員長 十河剛志

教職員の超勤・多忙化解消・30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子供の貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は、18年度概算要求で、中教審の働き方改革特別部会の近況提言を受け、学校現場の働き方改革に係る予算要求として、9年間の教職員定数改善3,413人増の要求を行いました。しかし、この概算要求は実現されず、加配定数1,210人、17年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数385人、計1,595人の定数増、内、小学校3から6年の授業増への対応として要求した2,200人についても1,000人とどまりました。これは、自然減は上回るものの加配定数によるものです。また、財務省・財政審も、17年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に、教職員定数改善に慎重な態度で、教職員の働き方改革についても、教育委員会等の調査の厳選・削減等を挙げ、自治体の自助努力で進めるべきとの態度をとっています。

しかし、教職員の7から8割が時間外労働過労死ライン80時間を超えている中、教職員の多

忙・超勤実態解消は喫緊の課題です。そのためには、中教審特別部会の緊急提言などによる業務量の抜本的削減をないがしろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直し、所定勤務時間に収まるよう授業時数・業務総量を削減するとともに、そのために必要な、義務標準法改正を伴う第8次教職員定数改善計画の策定による教職員定数改善、30人以下学級など少人数学級の早期実現、全教職員による協力協働体制による、学校づくりを具現化するよう各自治体から議会意見書などにより多くの声を国に上げていくことが必要です。

また、昨年のOECDの発表によると、14年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、比較可能な加盟34カ国中、再び最下位となりました。その一方、子供一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあり、日本の教育への公的支出の貧困は明らかです。さらに、昨年9月の厚労省「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子供がいる世帯の子供の貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、前回調査から若干改善したものの、依然として7人に1人の子供、半数超の家庭がいまだに貧困状態にあります。しかし、教育現場では、いまだに地方財政法で住民に負担を転嫁してはならないとしている人件費、旅費、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費の私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、高校授業料無償制度への所得制限、給付型奨学金が先行実施されたものの対象者等が限定されていることから、いまだに教育ローンともいえる有利子奨学金制度を利用せざるを得ない子供たちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子供の貧困と格差は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど、教育の機会均等は崩され、学習権を含む子供の人権が保障されない状況となっています。子供たちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

よって国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実など、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、

住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
4. 就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化、高校授業料無償制度への所得制限撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
内閣府特命担当大臣（地方創生担当）
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

意見書案第8号

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書について

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成30年6月22日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書

北海道では広大な大地を有しているうえ、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進んでおり、人口減少と住民の移動への対応といった地方創生の実現が喫緊の課題であります。

国は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめた。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めています。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難であることや、24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便・不安になること、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となること、他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されています。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の利便と安心・安全が担保されない事態が常態化する恐れがあり、また、日本全国に展開されれば、タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねません。

よって、国においては、地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については、慎重な審議を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官
内閣府特命担当大臣（規制改革担当）
衆 議 院 議 長

参議院議長